

お車をご使用のかたの安全と車の事故を未然に防ぐため、道路運送車両法に準じて、1日1回の**運行前点検**と6・12か月ごとの**定期点検**を設けてあります。必ず実施してください。

点検項目の詳細は、別冊「整備手帳」をご覧ください。

点検整備数値は、60ページのサービスデータをご参照ください。

異常が認められた場合は、ご使用のかたご自身または販売店・ホンダサービス各地区センターで必ず整備をしてください。

■運行前点検・定期点検